

重度心身障がい者医療給付事業について

1 制度の趣旨

重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療機関等の診療を受けた際の医療費の自己負担金に対し、その一部を市町村が負担する制度です。

(受給者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで)

2 対象者 次に掲げる要件のいずれかに該当する方が対象となります。

要件	等級	障がいの程度
①身体障がい者福祉法の規定による、身体障がい者手帳の交付、認定を受けている方	1・2級	すべての機能障がい
	3級	心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がいに限る
②児童相談所、知的障がい者更正相談所等を標榜する医師において重度の知的障がい者		(知能指数がおおむね35以下、肢体不自由・盲・ろうあ等の障がいを有する方についてはおおむね50以下であって日常生活において介護が必要とされる方)と判定または診断された方
③精神保健福祉法の規定による、精神保健福祉手帳1級の認定を受けている方	1級	通院のみに限り、医療費の助成をします。

3 医療費の助成内容 ※入院時の食事負担や保険外給付は助成対象となりません。

区分	助成内容
①小学校就学前 (0歳から6歳)	全額助成
②住民税所得割 非課税世帯 (6歳以上)	全額助成
③住民税所得割 課税世帯 (6歳以上)	医療費の1割が自己負担となります。 (月額入院57,600円、通院14,000円を上限とします) なお、後期高齢者医療被保険者証を保有し、負担割合が1割の方は、受給者証が交付されません。

4 入院する(した)場合について【重要】

入院する(した)際には、退院までに加入している健康保険に「**限度額認定証**」を必ず申請し、交付を受けてください。

各健康保険に、「高額療養費制度」があり、医療費の3割(もしくは2割)を際限なく支払うものではなく、世帯の所得の状況により上限が設定されています。

限度額認定証の申請をしなければ、上富良野町に一時的に過剰な医療費請求が医療機関から求められるため、必ず申請してください。

裏面へ

5 還付手続きについて

整骨院や補装具を作製した場合、道外で受診した場合は、受給者証が使用できないため、次のとおり還付手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

整骨院・道外の医療機関など	補装具
①医療機関から発行された領収書もしくはレシート（受給者名の記載があり領収印があるもの） ②印鑑（シャチハタ以外のもの） ③重度医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの	①医療機関から発行された領収書もしくはレシート（受給者名の記載があり領収印があるもの） ②印鑑（シャチハタ以外のもの） ③重度医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの ⑤医師の診断書 ⑥健康保険の支給決定通知等 ※補装具の作成に要した費用のうち、1割、2割もしくは3割分は重度医療で助成します。（残りはご加入の健康保険に直接請求願います。）

※ 受診者名、領収印のいずれかが洩れた領収書は払い戻しできませんのでご注意ください。請求期間は領収書発行日から2年以内。

6 病院窓口での手続き

医療機関で診療を受ける際には、保険証と一緒に役場窓口で交付された「重度心身障害者医療費受給者証」を病院受付窓口に提示する必要があります。

（自立支援医療・更生医療等の受給者証をお持ちの方は、その受給者証も一緒に必ず提示してください。）

7 届出事項

次のいずれかに該当したときは、届出が必要になります。

- ① 受給者が死亡又は転出したとき。
- ② 住所又は氏名を変更したとき。
- ③ 健康保険証が変わるとき

○ 届出に必要なもの

重度心身障害者医療費受給者証、健康保険証、印鑑

担当 上富良野町役場町民生活課総合窓口班（45-6985）
上富良野町大町2丁目2番11号